

## 町民主体のまちづくりの実現に向けて～②

3月に訓子府町まちづくり町民参加条例が制定、施行されましたが、シリーズ2回目は、町民の皆さんのまちづくりへの関わり方について、ご紹介します。

Q: 私たち（町民）は、どうすればいいの？

A: まちづくりへの町民参加は、皆さんに参加を押し付けるものではありません。参加できるときに、できることから構いませんので、気軽にご参加ください。

～町民の皆さんのまちづくりへの関わり方には、次のような方法があります～

### 1. 情報を共有しましょう

まちづくりに関わっていくためには、町政に関する情報を共有することが大切です。  
(町からも情報を積極的に提供します)



<例>

「広報くんねっぷ」や町ホームページを見してみる

町が開催する会議を傍聴してみる

### 2. 地域の活動（町民活動）に参加しましょう

地域で行われる身近な活動に参加することも町民参加の一つです。  
(町でも参加しやすい環境づくりなど必要な支援を行います)



<例>

地域行事に参加する

ボランティア活動や支え合い活動に参加する

### 3. 皆さんの意見をまちづくりに反映させましょう

町民参加の機会を活用して、皆さんの思いを届けることができます。  
(条例施行により、さらに町民参加の機会を充実させます)



<例>

町政に関わるアンケートに答える

まちづくり意見募集(パブリックコメント手続き)で意見を提出する

町が開催する意見交換の場に参加する

審議会などの委員の公募があったときに応募する

### ◆「まちづくり推進会議」の委員を募集します◆

訓子府町まちづくり推進会議条例の制定、施行に伴い、7月に設置を予定している新しいまちづくり推進会議の委員を募集します。

- 募集人数 2人（応募多数の場合は、抽選により決定します）
- 応募条件 町内に住所を有する満18歳以上の方（5月1日現在）
- 任期 2年
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、提出してください。（郵送、メール、FAXまたは持参）
- 募集期間 5月1日(水)から31日(金)まで（当日必着）  
※持参の場合は、土日・祝日を除く、開庁時間（8時45分～17時30分）とします。
- その他 詳しい内容については、今月号広報折り込み「第22回まちづくり推進会議」(裏表紙)をご覧ください。

■ 問合せ・応募先 企画財政課 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

